入札公告

社会福祉法人透友会 特別養護老人ホーム 有楽苑 非常用自家発電設備整備工事の一般入札について

令和5年6月15日

社会福祉法人 透友会 理事長 岡井 平太

1 一般競争入札に付する事項

(1) 建築主

社会福祉法人透友会 理事長 岡井 平太

(2) 工事名

社会福祉法人透友会 特別養護老人ホーム有楽苑 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

(3) 工事場所

千葉県成田市横山 204番 40

(4) 工事期限

令和5年9月1日から令和6年1月31日まで

- (5) 工事概要
 - 事業内容 特別養護老人ホーム非常用自家発電設備整備
 - ② 工事内容 LP ガス災害バルク貯槽・LP ガス非常用発電設備 災害時用電灯・コンセント設置
- (6) 入札方法
 - 一般競争入札
- (7) 予定価格及び最低制限価格 落札者決定後公表とする。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 千葉県内に本社所在地又は支店及び営業所の活動拠点があるもの
- (2) 当該、プロパンガス配管工事で、液化石油ガス整備士の資格を有する者を選任で配置できる者。
- (3) 当該、電気工事で第一種電気工事士及び特殊電気工事資格者で非常用予備発電装置 工事が行える講習を受けた者であること。
- (4) 非常用予備発電の点検及び故障、修理の窓口として、発電機製造元メーカーと連絡・ 対応がとれる者、及びサポートに率先して就くことができる者であること。
- (5) 非常用予備発電が停電及び緊急時に稼働したときの燃料を1週間以内に補充の手配

ができる者であること。

- (6) 過去一年間に、千葉県の補助金を受けて整備される特別養護老人ホームの入札に参加し、落札したのにも関わらず、契約を辞退した経験のある者でないこと。
- (7)次の届出の義務を履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法 (大正 11 年法律第70号) 第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条に規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条に規定による届出の義務
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者、
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本工事の 入札日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判 所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判 所からの再生手続き開始決定がされていない者。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書、設計図書の配布期間等令和5年6月21日から令和5年7月4日(土日を除く)の午前10時から午後4時まで
- (2) 入札参加資格の確認等
 - ア 令和 5 年 6 月 21 日から令和 5 年 7 月 4 日 (土日を除く) の午前 10 時から午後 4 時まで
 - イ 入札参加資格の確認結果通知 令和5年7月6日に通知する。
- (3) 質疑応答
 - ア 方法 全てメールにて行う
 - イ 日時 令和5年7月12日(水) 午後1時まで
 - ウ 受付 社会福祉法人透友会 事務 宮崎宛
 - E-Mail urakuen@arion.ocn.ne.jp
- (4) 質疑回答
 - ア 方法 全てメールにて行う
 - イ 日時 令和5年7月14日(金) 午後5時まで
 - ウ 社会福祉法人透友会事務より各ご担当者様宛
- (5) 入札及び開札
 - 令和5年7月21日(金)10時より

4 問い合わせ先

千葉県成田市横山 204番 40

社会福祉法人透友会 有楽苑 事務 宮崎 電話番号 0476-49-0322 FAX 0476-73-5889

以上